

2 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）の預かり保育を利用する子どもたち



無償化の対象者

- 3歳から小学校入学前までの子ども ※満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- 3歳になった日から次の3月31日までの住民税非課税世帯の子ども

無償化に必要な手続き

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
→ 「保育の必要性の認定」は、就労、求職中、病気療養中、妊娠・出産等の要件があります。
※認定申請書の提出先は、[通われている幼稚園、認定こども園](#)です。

無償化の範囲

- 3歳から小学校入学前までの子ども ⇒ 最大 11,300 円/月額
- 3歳になった日から次の3月31日までの住民税非課税世帯の子ども ⇒ 最大 16,300 円/月額

3 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する子どもたち



無償化の対象者

- 3歳から小学校入学前までの子ども ※満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども
※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

無償化に必要な手続き

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
→ 「保育の必要性の認定」は、就労、求職中、病気療養中、妊娠・出産等の要件があります。
※認定申請書の提出先は、[福祉課児童障害者係](#)です。

無償化の範囲

- 3歳から小学校入学前までの子ども ⇒ 最大 37,000 円/月額
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども ⇒ 最大 42,000 円/月額

問い合わせ先

◎認可保育所・認定こども園、認可外保育施設等

福祉課児童障害者係 ☎ 0994-32-1115

◎上記以外の幼稚園（※江ノ島幼稚園）

学校教育課 ☎ 0994-32-7213

【幼児教育・保育の無償化】

詳しい内容は、内閣府のHP 幼児教育・保育の無償化 WEB サイトからご確認ください。



Pick Up INFO

福祉課からのお知らせ

令和元年 10月1日から



3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

1 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち



無償化の対象者

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども
※①満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
※②幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）については、3歳の誕生日から無償化
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども
※0歳から2歳までの住民税課税世帯の子ども数に応じた保育料の減免制度は継続します。
→ 保育所等を利用する最年長の子どもを第1子として、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となる制度です。
※年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

無償化の範囲

- 利用料（保育料）の全額
※幼稚園については、上限 25,700 円/月額
- 通園送迎費、給食費、行事費等は、**保護者負担**
※年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、給食費（副食＝おかず・おやつ等）が免除されます。

| 現行 | 10月以降 |
|----------|---------|
| 利用料（保育料） | 無償化 |
| 延長保育料 | 延長保育料 |
| 通園送迎費 | 通園送迎費 |
| 行事費 | 行事費 |
| 給食費（主食） | 給食費（主食） |
| 給食費（副食） | 給食費（副食） |

負担軽減 →

その他

- 江ノ島幼稚園については、無償化となるための認定や利用料（保育料）の返還の手続きが必要です。詳しくは、学校教育課（☎ 0994-32-7213）までご確認ください。
- 地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
→ 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

